別紙

＜提案の募集について＞

* 提案募集対象

　種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に新たに指定すべき種及びその根拠。

* 募集期間

　本日より随時募集します。平成29年11月30日（木）までに受け付けた提案については、原則として平成30年度中に検討します。それ以降に受け付けた提案については、平成31年度以降の検討となります。

　ただし、提案の検討時期については、当該種の生息状況等に応じ、変更することがありますので、ご了承ください。

* 提案の提出方法

　提案のある方は、様式に必要事項を記載した提案書及び添付書類(必須)を次のいずれかの方法で、環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室（指定検討係）宛てにご提出願います。

（１）郵送

宛先：〒100-8975　東京都千代田区霞が関1-2-2

※封筒に赤字で「国内希少野生動植物種の選定に関する提案について」と記載してください。

（２）ファックス

宛先：03-3581-7090

※締切間際は、回線が混み合いますので、あらかじめ余裕をもってお送りください。回線がつながりにくい場合は、郵送あるいは電子メールにてお送りください。

（３）電子メール

宛先：shizen-kishoshu@env.go.jp

※件名に「国内希少野生動植物種の選定に関する提案について」と記載してください。

* 提案受け付け後の取り扱い及び結果
* 提案が到着してから1か月以内に、環境省にて書類の不備の有無等を確認します。
  + 提案書に必要な事項が記載されており、必要な添付書類が提出されている場合、提案者に対して提案を受け付けた旨をご連絡します。
  + 提案書の記入漏れ等の提出書類の不備により受け付けができない場合、提案者に対して書類の再提出を依頼します。
* 平成29年11月30日（木）までに受け付けた提案については、原則として、平成30年度に開催を予定している国内希少野生動植物種の指定に関する検討会（非公開）や中央環境審議会野生生物小委員会等での検討を踏まえ、国内希少野生動植物種への指定の適否を検討します。
* 検討の過程で必要に応じ、当該種の分布及び生息の状況、当該種の減少要因、当該種の保全取組の現状等について、環境省にて調査・情報収集を実施します。
* 検討の結果、国内希少野生動植物種への指定が適当と判断される種については、随時指定を行います。
* なお、平成28年度までに頂いた提案のうち15種について、国内希少野生動植物種に指定しました（鳥類２種については平成29年９月に施行）。
* 注意事項
* 提案書は裏面の備考を参照し、記載してください。
* 電話での提案は受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。
* 郵送、FAX の場合はＡ４サイズの用紙に記載の上、提出願います。
* 上述した内容及び提案書の様式に沿っていない場合、無効となる可能性がありますのでご注意ください。
* 提出いただきました提案内容については、名前、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、指定作業に伴い公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
* 平成30年度以降、提案の募集方法や受付方法等については変更する可能性があります。